

■日本における旅行業

旅行業の種類	募集型企画旅行		受注型企画旅行		手配旅行		受託販売		(申請先)	登録要件	
	海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内		営業保証金	基準資産
第一種旅行業者	○	○	○	○	○	○	○	○	観光庁長官	7000万~ (1400万~)	3000万
第二種旅行業者	×	○	○	○	○	○	○	○	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	1100万~ (220万~)	700万
第三種旅行業者	×	△	○	○	○	○	○	○		300万~ (60万~)	300万
地域限定旅行業者	×	△	×	△	×	△	○	○		15万~ (3万~)	100万
旅行業者代理業者	所属旅行業者の委託された業務の代理のみ								不要	—	—

募集型企画旅行：旅行業者が、予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの（例：パッケージツアー）

受注型企画旅行：旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの（例：修学旅行）

手配旅行：旅行業者が、旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するもの

受託販売：他の旅行業者が実施する募集型企画旅行について、当該他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結するもの

△：拠点区域内(自らの営業所の存する市町村及び隣接市町村並びに観光庁長官の定める地域)でのみ実施できる。

海外：営業所には「総合旅行業務取扱管理者」が選任されなければならない。

国内：営業所には「総合旅行業務取扱管理者」又は「国内旅行業務取扱管理者」（もしくは拠点区域内国内旅行においては「地域限定旅行業務取扱管理者」）が選任されなければならない。

営業保証金：旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金(カッコ内)として納付することが可能。

観光圏内限定旅行業者代理業者	所属旅行業者の委託された業務の代理のみ (観光圏内限定、対宿泊者限定)	観光圏整備計画における国土交通大臣の認定	不要	—
----------------	--	----------------------	----	---

必ずしも営業所に「総合旅行業務取扱管理者」及び「国内旅行業務取扱管理者」（もしくは「地域限定旅行業務取扱管理者」）を選任する必要はなく、研修修了者で代替可能。